

一戸町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 (7年1月1日)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B/A	(参考) 5年度の人件費率
6年度	人 10,601	千円 9,004,826	千円 499,423	千円 1,432,424	% 15.9	% 13.8

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

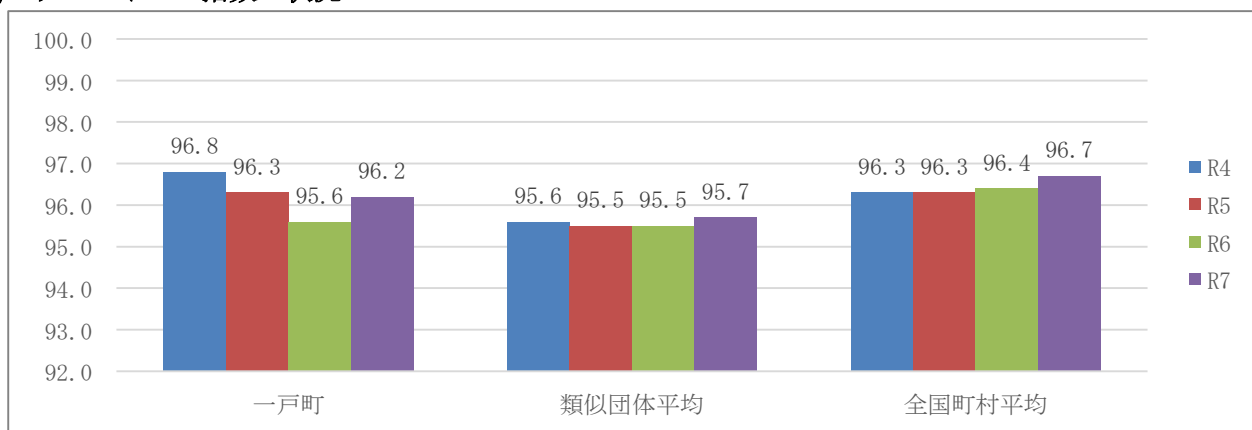
区 分	職員数 A	給 与 費				(参考)一人当たり給与 費 B/A	(参考)類似団体平 均一人当たり給与 費
		給 料	職員手当	職・働・給	計 B		
6年度	人 125	千円 432,373	千円 74,837	千円 181,641	千円 688,851	千円 5,511	千円 5,750

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数については、令和6年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員会計年度任用職員を含まない。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況



(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。

2 () 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す（一戸町該当なし）。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。

(補正前のラスパイレス指数 × (1 + 当該団体の地域手当支給率) / (1 + 国の指定基準に基づく地域手当支

給率)により算出。)

- 3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
- 4 ラスパイレス指数(地域手当補正後ラスパイレス指数を含む)の算出に当たっては、60歳に達した日後の最初の4月1日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の7割水準に設定される職員を除いている。

※ 令和7年4月1日のラスパイレス指数が、①3年連続で上昇している場合、②100を超えている場合について、その理由(給与制度又はその運用を踏まえ記載すること)

--

(4) 給与改定の状況

一戸町は人事委員会を設置していないため、省略します。

(5) 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備(給与制度のアップデート)の実施状況について

【概要】国家公務員給与においては、行政職俸給表(一)において3級から7九までの初号近辺の号俸をカットし、これらの級の初号の俸給月額の引上げを行うとともに、8級から10級の隣接する級間での俸給月額の重なるの解消等を行っている。その他、各種手当について見直しを行っている。

①給料表の見直し

[実施 未実施]

実施内容(実施(実施(実施予定)時期、具体的な実施内容(未実施の場合には、その理由))

(給料表の改定実施時期) 令和7年4月1日

一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、3級から6級までの初号近辺の号給をカットし、これらの級の初号の給料月額の引上げを実施。(国の7級以上に相当する級はない)

②地域手当の見直し

地域手当を支給しておりません。

③その他の見直し内容

扶養手当、単身赴任手当、管理職員特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施。(令和7年4月1日実施)

(6) 特記事項

特になし

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和7年4月1日現在）

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
一戸町	41.5歳	317,482円	368,756円	345,684円
岩手県	42.4歳	331,300円	399,404円	360,341円
国	41.9歳	332,237円	— 円	414,480円
類似団体	41.9歳	315,481円	361,578円	341,173円

②技能労務職

区 分	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
一戸町	— 歳	— 人	— 円	— 円	— 円
岩手県	52.1歳	217人	303,449円	333,582円	319,599円
国	51.3歳	1,703人	294,567円	— 円	337,907円
類似団体	50.8歳	5人	287,838円	312,596円	301,617円

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員 (C)」及び「民間 (D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

- (注) 1 「平均給料月額」とは、令和7年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。
- 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。
- また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（令和7年4月1日現在）

区 分		一戸町	岩手県	国
一般行政職	大 学 卒	213,600円	227,300円	220,000円
	高 校 卒	188,000円	195,800円	188,000円
技能労務職	高 校 卒	—	193,800円	—
	中 学 卒	—	187,000円	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（令和7年4月1日現在）

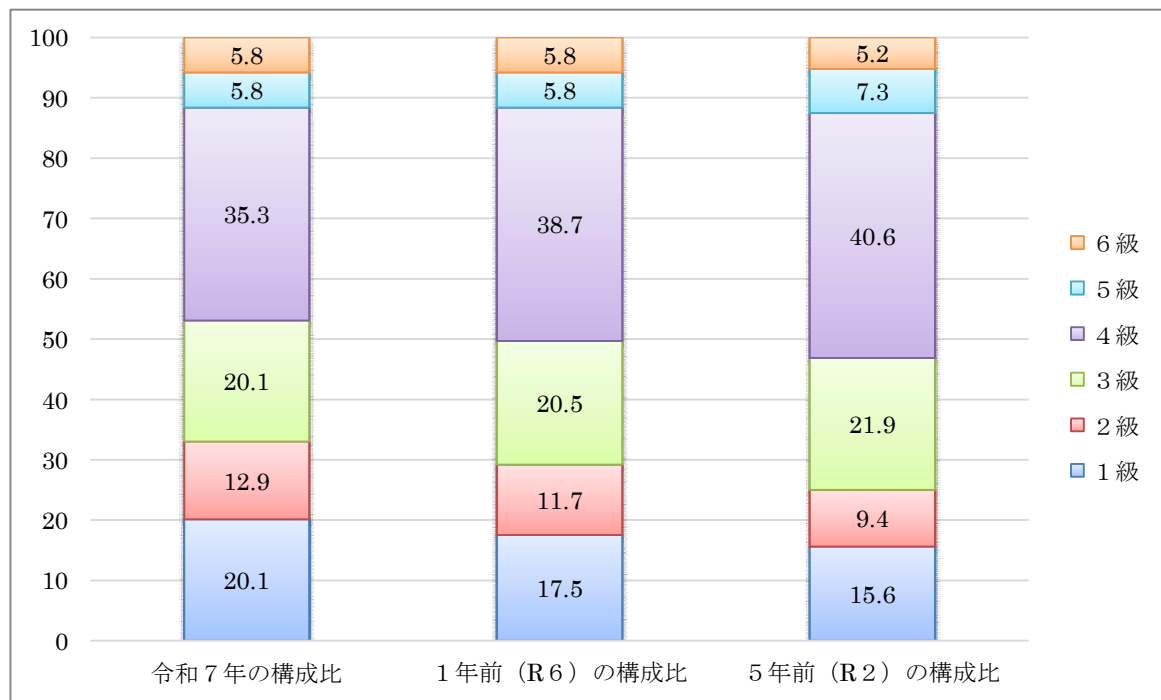
区 分		経験年数10～15年	経験年数20～25年	経験年数30年～35年
一般行政職	大 学 卒	289,800円	354,688円	393,700円
	高 校 卒	259,250円	299,300円	386,314円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

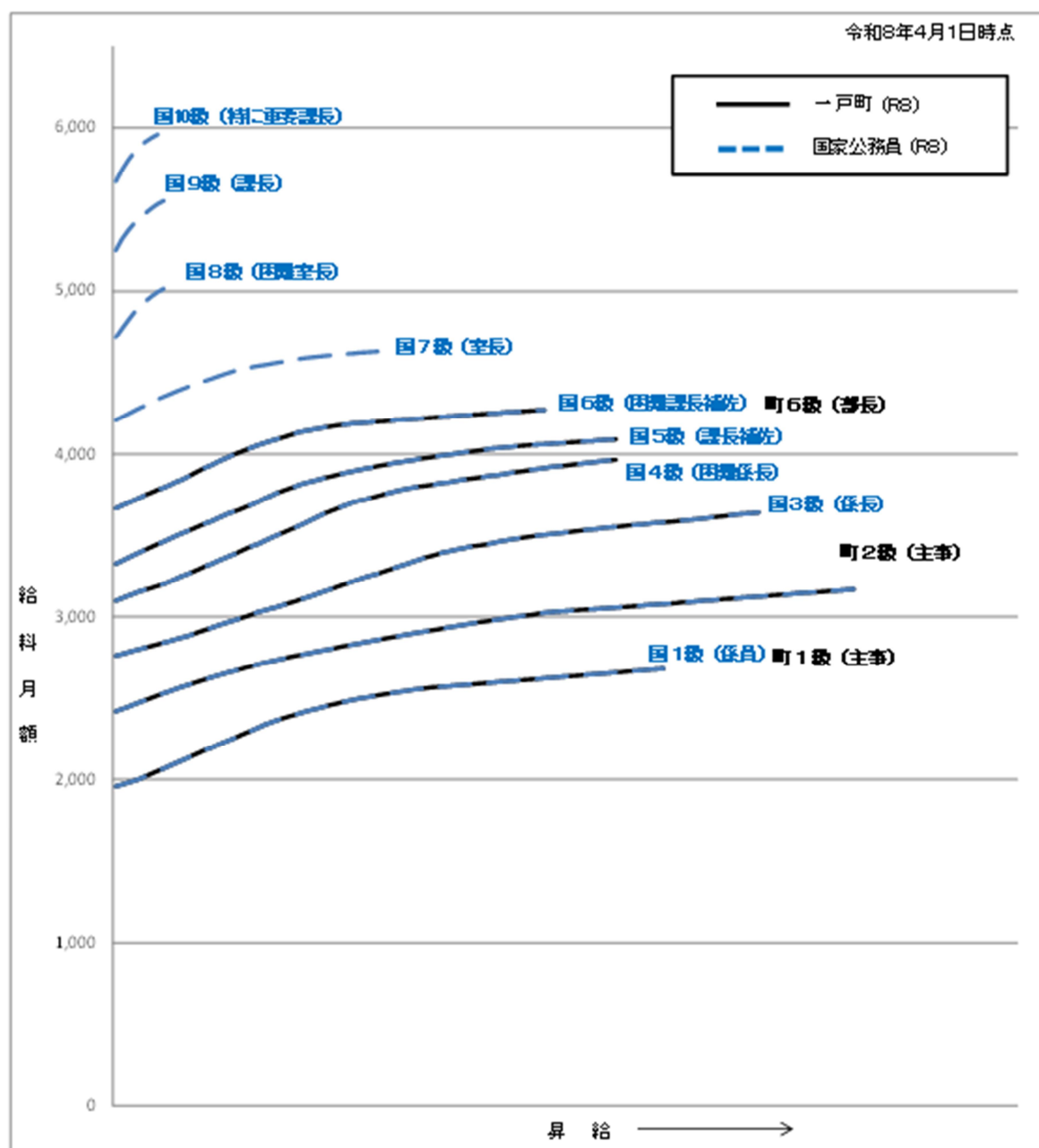
(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和7年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	主事、技師、主事補、技師補	28人	20.1%	183,500円	258,100円
2級	主事、技師	18人	12.9%	230,000円	306,500円
3級	係長、主査、主任	28人	20.1%	265,300円	354,700円
4級	課長補佐、副主幹	49人	35.3%	298,800円	386,100円
5級	課長、主幹	8人	5.8%	321,300円	398,200円
6級	部長、参事	8人	5.8%	355,200円	415,700円

- （注） 1 一戸町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和7年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（一戸町）

令和7年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ 人事評価を実施した	○		○	
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分	○		○	
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）		○		○
ロ 人事評価を実施していない				
活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

一戸町	岩手県	国
1人当たり平均支給額（6年度） 1,582千円	1人当たり平均支給額（6年度） 1,858千円	—
（令和6年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 2.50月分 2.10月分 (1.40)月分 (1.00)月分	（令和6年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 2.50月分 2.10月分 (1.40)月分 (1.00)月分	（令和6年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 2.50月分 2.10月分 (1.40)月分 (1.00)月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による 加算措置 ・役職加算 5%～15%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による 加算措置 ・役職加算 5%～20% ・管理職加算 15%～25%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による 加算措置 ・役職加算 5%～20% ・管理職加算 10%～25%

(注) ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）（一戸町）

令和7年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ 人事評価を実施した	○		○	
活用している成績率	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の成績率	○		○	
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ（一律）		○		○
ロ 人事評価を実施していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当（令和7年4月1日現在）

一戸町			国		
（支給率）	自己都合	応募認定・定年	（支給率）	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分	最高限度額	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特別措置（割増率2～45%）			定年前早期退職特例措置（割増率2～45%）		
1人当たり平均支給額 21,114千円					

（注） 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和6年度に退職した職員に支給された平均額である。

2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

(3) 特殊勤務手当（令和7年4月1日現在）

支給実績（令和6年度決算）			623千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）			62,330円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和6年度決算）			7.7%	
手当の種類（手当数）			6	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 （令和6年度決算）	左記職員に対する 支給単価
徴収手当	町税等の徴収事務に従事する職員	町税等の徴収事務（1日3時間以上の外勤）	千円 10	1日につき350円
防疫作業手当	防疫作業に従事する職員	伝染病予防法第5条及び第7条の規定に基づく伝染病の防疫作業	—	1日につき700円
変死人取扱作業手当	変死人取扱作業に従事する職員	行旅病人及び行旅死亡人取扱法第1条の規定による行旅死亡人の変死人処理作業	—	1体につき5,000円
火葬作業手当	火葬作業に直接従事した職員	火葬作業	—	1体につき3,000円
保育業務手当	保育士（幼稚園教諭を含む）	保育所、児童館、幼稚園業務	613	1月につき給料月額 の100分の2
用地交渉手当	用地取得等のための交渉に従事した職員	公共事業に係る用地取得等のための交渉の業務	—	1日につき350円

(4) 時間外勤務手当

支給実績（令和6年度一般会計決算）	25,895千円
職員1人当たり平均支給年額（令和6年度一般会計決算）	235千円
支給実績（令和5年度一般会計決算）	30,220千円
職員1人当たり平均支給年額（令和5年度一般会計決算）	270千円

（注） 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和6年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）である。

(5) 寒冷地手当（7年4月1日現在）

支給実績（6年度決算）		8,792千円
支給職員1人当たり平均支給年額（6年度決算）		70,904円
支給対象地域	世帯主等の区分	支給額（月額）
4級地	世帯主である職員（扶養親族のある職員）	19,800円
	世帯主である職員（その他の世帯主である職員）	11,400円
	その他の職員	8,200円
国と異なる制度がある場合はその内容と国の制度を上回る場合はその理由	経過措置を設けていない	

(5) その他の手当（令和7年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和6年度決算)	支給職員 1人当たり 平均支給年額 (令和6年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 配偶者 3,000円 子 11,500円 その他の扶養親族 6,500円 16～22歳の子 5,000円加算	同じ	—	千円 15,462	円 262,073
住居手当	借家・借間に居住し、月額12,000円を超える家賃を払っている職員に支給（月額：27,000円以内）	異なる	支給対象となる家賃の下限額及び住居手当の上限額	千円 10,233	円 255,832
通勤手当	通勤のため交通機関を利用し、又は交通用具を利用している職員に支給（月額：交通機関の利用者50,000円以内、交通用具使用者19,900円以内）	異なる	交通機関利用者の支給上限額、交通用具使用者の通勤距離区分と支給額	千円 7,490	円 111,789
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に支給（月額：33,000円～56,000円）	異なる	国は俸給の調整額として支給	千円 9,300	円 516,667

5 特別職の報酬等の状況（令和7年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等	
給 料	町長 副町長	720,000円 560,000円	(参考) 類似団体における最高/最低額
			900,000円/639,000円 720,000円/550,000円
報 酬	議長	320,000円	340,000円/252,000円
	副議長	255,000円	275,000円/196,000円
	議員	240,000円	243,000円/174,000円
期 末 手 当	町長 副町長	(令和6年度支給割合) 3.45月分	
	議長 副議長 議員	(令和6年度支給割合) 3.45月分	
退 職 手 当	町長	(算定方式) 退職時の給料月額×在職月数×40.38/100	(1期の手当額) (支給時期) 13,955,328円 任期毎
	副町長	退職時の給料月額×在職月数×23.28/100	6,257,664円 任期毎

(注) 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

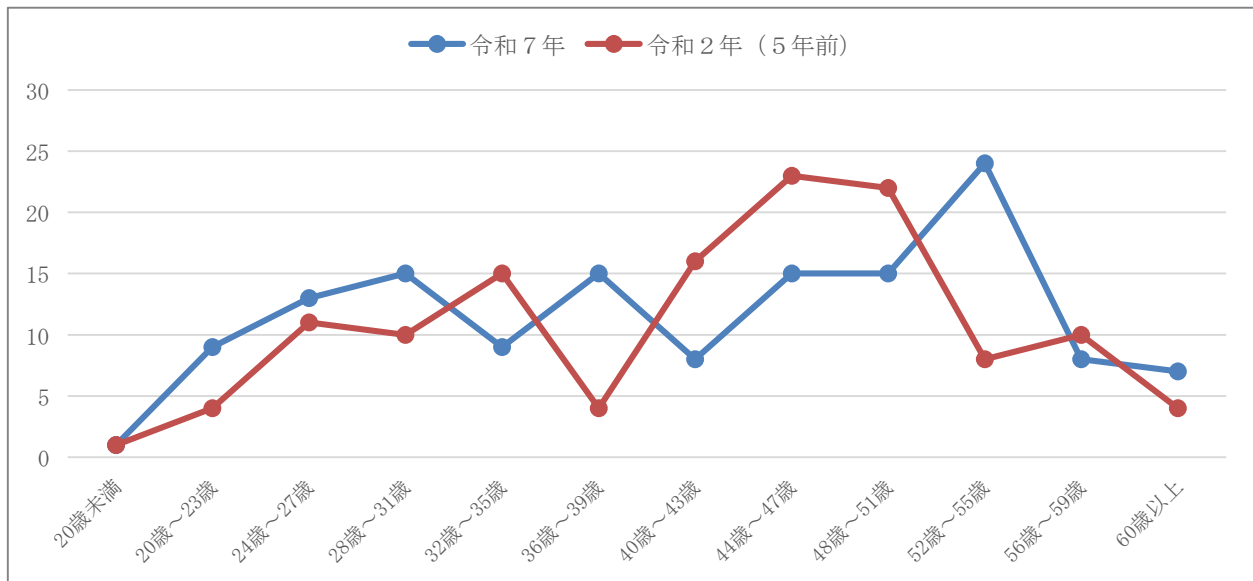
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

区 分 部 門			職 員 数		対 前 年 増 減 数	主 な 増 減 理 由
			令和6年	令和7年		
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議 会	3	3	0	
		総務企画	35	36	1	
		税 務	8	7	△1	
		民生	23	21	△2	
		衛生	10	12	2	
		労働	0	0	0	
		農林水産	12	13	1	
		商工	7	8	1	
		土木	8	8	0	
		計	106	108	2	<参考> 人口1万人当たり職員数 102.90人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 111.20人)
	教育部門	19	19	0		
	小計	125	127	2	<参考> 人口1万人当たり職員数 121.00人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 133.52人)	
公 営 企 業 等 部 門	水 道		5	5	0	
	下 水 道		3	3	0	
	そ の 他		4	4	0	
	小計		12	12	0	
合 計			137 [145]	139 [145]	2 [0]	<参考> 人口1万人当たり職員数 132.43人

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（令和7年4月1日現在）



区 分	20歳 未満	20歳 ～ 23歳	24歳 ～ 27歳	28歳 ～ 31歳	32歳 ～ 35歳	36歳 ～ 39歳	40歳 ～ 43歳	44歳 ～ 47歳	48歳 ～ 51歳	52歳 ～ 55歳	56歳 ～ 59歳	60歳 以上	計
職員数 (R7)	1人	9人	13人	15人	9人	15人	8人	15人	15人	24人	8人	7人	139人
職員数 (R2)	1人	4人	11人	10人	15人	4人	16人	23人	22人	8人	10人	4人	128人

(3) 職員数の推移

（単位：人・％）

部門別 \ 年 度	2年	3年	4年	5年	6年	7年	過去5年間の増減数（率）
一般行政	95	97	103	105	106	108	13 (13.7%)
教育	19	18	17	18	19	19	0 (0%)
普通会計計	114	115	120	123	125	127	13 (11.4%)
公営企業等会計計	14	14	13	12	12	12	△2 (△14.3%)
総合計	128	129	133	135	137	139	11 (8.6%)

（注） 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 上水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 5年度の総費用に占め る職員給与費比率
令和 6年度	千円 286,481	千円 32,874	千円 20,307	% 7.1	% 6.8

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費 11,677 千円を含まない。

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)水道事業市 町村 平均一人当たり給 与費
		給 料	職員手当	雇・働手当	計 B		
令和 6年度	人 4	千円 15,201	千円 2,990	千円 6,317	千円 24,508	千円 6,127	千円 6,316

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
2 職員数については、令和7年3月31日現在の人数である。
3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員を含まれていない。

イ 特記事項 特になし

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和7年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
一戸町 上水道	42.0歳	326,188円	510,585円
水道事業団体平均	45.8歳	345,838円	524,813円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

一戸町 上水道	一戸町 一般行政職
1人当たり平均支給額（令和6年度） 1,579千円	1人当たり平均支給額（令和6年度） 1,582千円
(令和6年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.50月分 2.10月分 (1.40)月分 (1.00)月分	(令和6年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.50月分 2.10月分 (1.40)月分 (1.00)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%～15%

(注) ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（令和7年4月1日現在）

一戸町 上水道			一戸町 一般行政職		
（支給率）	自己都合	応募認定・定年	（（支給率）	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分	最高限度額	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置（割増率2～45%）			定年前早期退職特例措置（割増率2～45%）		
1人当たり平均支給額 一千円			1人当たり平均支給額 21,114千円		

（注）退職手当の1人当たり平均支給額は、令和6年度に退職した職員に支給された平均額である。（上水道会計において退職者なし。）

ウ 時間外勤務手当

支給実績（令和6年度決算）	1,442千円
職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）	361千円
支給実績（令和5年度決算）	1,345千円
職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	336千円

（注）1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。
2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（○年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）である。

エ その他の手当（令和7年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の 制度との異動	一般行政職 の制度と異 なる内容	支給実績 （令和6年度決 算）	支給職員1人当たり 平均支給年額 （令和6年度 決算）
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 配偶者 3,000円 子 11,500円 その他の扶養親族 6,500円 16～22歳の子 5,000円加算	同じ	—	千円 456	円 114,000
住居手当	借家・借間に居住し、月額 12,000円を超える家賃を払っ ている職員に支給（月額： 27,000円以内）	同じ	—	千円 312	円 78,000
通勤手当	通勤のため交通機関を利用し 、又は交通用具を利用してい る職員に支給（月額：交通機 関の利用者50,000円以内、交 通用具使用者19,900円以内）	同じ	—	千円 206	円 51,600
管理職手当	管理又は監督の地位にある職 員に支給（月額：33,000円～ 56,000円）	同じ	—	千円 336	円 336,000
寒冷地手当	基準日（11月～翌年3月）に在 籍する職員に支給（月額：8,20 0円～19,800円）	同じ	—	千円 238	円 59,500

(2) 下水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 5年度の総費用に占め る職員給与費比率
令和 6年度	千円 303,283	千円 20,049	千円 20,038	% 6.6	% —

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費 15,017 千円を含まない。

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)下水道事業 市町村 平均一人当たり給 与費
		給 料	職員手当	雇・働手当	計 B		
令和 6年度	人 4	千円 16,833	千円 1,796	千円 7,107	千円 25,736	千円 6,434	千円 6,187

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
2 職員数については、令和7年3月31日現在の人数である。
3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員を含まれていない。

イ 特記事項 特になし

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和7年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
一戸町 下水道	51.0歳	358,188円	536,675円
下水道事業団体平均	44.6歳	342,377円	516,175円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

一戸町 下水道	一戸町 一般行政職
1人当たり平均支給額（令和6年度） 1,777千円	1人当たり平均支給額（令和6年度） 1,582千円
(令和6年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.50月分 2.10月分 (1.40)月分 (1.00)月分	(令和6年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.50月分 2.10月分 (1.40)月分 (1.00)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%～15%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（令和7年4月1日現在）

一戸町 上水道			一戸町 一般行政職		
（支給率）	自己都合	応募認定・定年	（（支給率）	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分	最高限度額	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置（割増率2～45%）			定年前早期退職特例措置（割増率2～45%）		
1人当たり平均支給額 一千円			1人当たり平均支給額 21,114千円		

（注）退職手当の1人当たり平均支給額は、令和6年度に退職した職員に支給された平均額である。（下水道会計において退職者なし。）

ウ 時間外勤務手当

支給実績（令和6年度決算）	490千円
職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）	123千円
支給実績（令和5年度決算）	— 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	— 千円

- （注）1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。
2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（○年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）である。

エ その他の手当（令和7年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の 制度との異動	一般行政職 の制度と異 なる内容	支給実績 （令和6年度決 算）	支給職員1人当たり 平均支給年額 （令和6年度 決算）
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 配偶者 3,000円 子 11,500円 その他の扶養親族 6,500円 16～22歳の子 5,000円加算	同じ	—	千円 360	円 90,000
住居手当	借家・借間に居住し、月額12,000円を超える家賃を払っている職員に支給（月額：27,000円以内）	同じ	—	千円 222	円 55,500
通勤手当	通勤のため交通機関を利用し、又は交通用具を利用している職員に支給（月額：交通機関の利用者50,000円以内、交通用具使用者19,900円以内）	同じ	—	千円 134	円 33,600
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に支給（月額：33,000円～56,000円）	同じ	—	千円 336	円 336,000
寒冷地手当	基準日（11月～翌年3月）に在籍する職員に支給（月額：8,200円～19,800円）	同じ	—	千円 254	円 63,500